放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和　8 年　11 月　10 日

愛知県公安委員会

弁明通知書番号
541012609300050040
541012610020030150
541012610060030130
541032609181000020
541032609195454930
541032609275454160
541042608310020050
541052511061000120
541052609255550010
541052610025595340
541052610051000190
541162608045434570
541162608100180170
541162608190260030
541162608305521990
541162609070180170
541162609120010010
541162609125562830
541162609160090060
541162609180170060
541162609200160030
541162609235559060
541162609235564300
541162609240020120
541162609260200070

弁明通知書番号
541162609265565480
541162609270200030
541162609290060050
541162609290220100
541162610030170010
541162610030290050
541162610040070200
541162610040090030
541162610040100080
541162610040270050
541162610050280130
541162610060090090
541162610060150120
541172609281000050
541172609291000010
541172609291010080
541172610061010030
541172610061010140
541172610061010200
541182609040020020
541212609240010040
541222609171010050
541232609295475060
541312607295268850
541422610055459820

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

弁明通知書番号
541432609170010110
541432609309011050
541432610020030060
542522608280010030
542522609250020100
542522609280020090
542522610010020100
542522610010020150
542522610020010060
542542609245532940
542542609290030060
542542610060010010
542542610065305890
542552610045285740
542772609115329780
543842609215275760
以下余白

弁明通知書番号

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この処分について不服がある場合は、１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　１の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。